

もう一人の刑法学者 M. M. イサーエフ**

——ロシア刑法学のソビエト時代——

上 田 寛*

目 次

はじめに
イサーエフの生涯
主要な研究業績
あとがき

はじめに

本稿もまた、「移行期」の刑法学——刑法学者たちのロシア革命——にかかわるものであるが、この問題になおこだわり、今日の時点でそれを対象として考察すること自体、予めいくつかの説明が求められるかもしれない。

19世紀末から20世紀初めにかけて、ロシア刑法学はその黄金期を迎えた。この時期のロシアは、政治・経済的には、農奴制を廃止して近代化を図り、古典的な農業経済に鉄道と工業を結合して国力の増強を図ること

* うえだ・かん 立命館大学名誉教授

** 近年の筆者の研究はその資料の多くをインターネットを通じ探索した各時代のロシア語文献に依存している。だが、今回思いがけずも深刻な阻害要因としてここに出来たのは、“ウクライナ問題”にかかわるロシアへの経済制裁のあおりで、日本のクレジットカードによる少額の“取引”の決済すらロシアとの関係では不可能となったことである。古い文献の購入も図書館資料のコピーや pdf ファイルの取り寄せも出来なくなり、つまりはロシアの国立図書館や大学図書館の電子化された資料を参照することも、オンラインショップで資料文献を購入することも、不可能となった。唾うしかない陥穽にはまり込んでしまい、本稿はそれ以前に手もとに集積出来ていた範囲の資料に依存して取りまとめる他なかった。将来にその補完の機会が与えられることを願わざるをえない。

で、予想される帝政の終末を遅らせようとしていたのであるが、他方で文化・学術の各領域で西ヨーロッパの諸国に並ぶ輝きをも見せていた。だがここで、文学、芸術、自然科学などの諸分野で、今日に繋がる数々の功績を挙げえた人々の名を数え上げる必要はないであろう。

社会科学諸領域の状況を詳述することは筆者の力に余るが、範囲を狭く刑事法学の領域だけに限ると、既に旧稿でも示したところであるが、その状況は以下のように概括できよう。

帝政末期の著名な大学教授として、キスチャコフスキー（Кистьяковский А. Ф. 1833-1885）、タガンツェフ（Таганцев Н. С. 1843-1923）、セルギエフスキー（Сергеевский Н. Д. 1849-1908）、ドゥホフスコイ（Духовской М. В. 1849-1903）らの名前を挙げることができるが、彼らの活躍によってロシアの刑法学は一挙にその時期の世界最先端の理論平面にまで到達した¹⁾。彼らは例外なくドイツ、フランス、イタリアなどへの留学経験をもち、たとえばタガンツェフはペテルブルグ大学法学部においてベルナー（Bernier A. F. 1818-1907）の教科書を下敷きにしたスパソヴィチ（Спасович В. Д. 1829-1906）の刑法講義を聴いた後、研修のために派遣されたドイツで直接にベルナーやミッテルマイヤー（Mittermaier C. J. A. 1787-1867）の講義や演習に参加して、自身の思考と理論の基礎にそれらの影響を受けており、またセルギエフスキーはライプツィヒ大学でビンディング（Binding K. L. 1841-1920）の指導を受けていることが知られる。当然に、彼らの刑法理論は基本的にドイツ刑法学の古典学派的体系にしたがったものであった。

一方、刑法学における社会学的な視座と研究方法の展開は、旧来の刑法学の観念的・形而上学的な教義に対する反発から始まり、旧来の刑法理論学の枠を超えた、犯罪現象の科学的な認識とそれへの対応を目的とする科学、犯罪学の成立をもたらすこととなる。ロシアの場合、犯罪学研究は多

1) 筆者のこのような認識が独りよがりのものでないことは、近年になって復刊されているタガンツェフの浩瀚な刑法教科書などを参照することで明らかとなる。См. напр. Таганцев Н. С., *Русское уголовное право. Лекции. Часть общая*, том 1-2, СПб., 1902 (M., 1994).

くの社会科学分野がそうであったように、19世紀の前半を通じたナポレオンのロシア侵攻(1812年)、クリミア戦争(1853-56年)、ロシア・トルコ戦争(1877-78年)などでその後進性を露呈したロシア国家の改革をめざす全社会的な動き、農奴制の廃止、科学技術の導入による工業化、政治諸制度の近代化、司法制度改革などの施策の推進といった状況を背景に、開始され、活発化した。それはまさに、一足早く国民経済の工業化に着手し社会制度の近代化へと進みつつあった西ヨーロッパにおいて進行した、古典主義的な刑法理論による犯罪との対抗に限界を見取り、より合理的、効果的な対応を発見しようとする、この分野での動きに刺激され、それに追いつこうとする取り組みであった。

当時西ヨーロッパでは、統計に表れた犯罪現象の変動と社会経済的諸要素との相関に注目するゲリー(Guerri, A. M. 1804-1866)やケトレ(Quetelet, L. A. J. 1796-1874)の流れを受けて、社会的な環境要因を重視しようとする犯罪学者達と、ロンブローゾを起点として急激に流行を見た、犯罪者個人の生物学的あるいは人類学的な特徴に注目する犯罪学派との対立構造が形成され、とりわけ19世紀末に近づくと、前者に属するタルド(Tarde, J. G. 1843-1904)やラカッサニュー(Lacassagne, A. 1843-1924)とロンブローゾ派との華々しい論争が繰り広げられ、大きな社会的関心を呼んでいた。

これを反映したロシアの刑事法学界の当時の状況を端的に示すのは、ペテルブルグ大学教授フォイニツキー(Фойницкий, И. Я. 1847-1913)やモスクワ大学教授ドゥホフスコイの研究に代表される、「劣悪な政治体制、社会倫理の劣悪な状態、社会経済の劣悪な状態および劣悪な教育」こそが犯罪の最も基本的な原因であるとし、刑罰は言われるような犯罪予防の手段という意味を持たず、犯罪との闘争を合理的に進めるためには、刑罰ではなく、人々の生活条件と福祉が発展するような施策こそが必要だ、とする主張である。ここに示されるとおり、ロシアには刑法の社会学派が形成され、有力化していたのである。しかし、同時に、著名なセルギエフスキー教授の指摘するとおり、研究によって犯罪現象の背後に貧困や失業、浮浪などの社会矛盾の存在が明らかとなっても、具体的な犯罪者はやはり、処

罰や矯正の対象となるのであり、刑法学の“枠”は厳然と存在するのであって、刑法学の課題は刑事裁判において指針を与え、個別的な犯罪者の行為を法律に明示された類型へと当てはめ、適用される的確な制裁量を判定することにある、との認識もまた一般的であった。犯罪の社会的な研究と刑法学とを安易に統合することはできない、との認識は共有されていたのである。

だが、そのような論議全体を吹き飛ばし、刑法制度そのものを根底からゆるがす事態がロシアに生じた——1917年の3月と11月に始まる革命の激動である。その過程で問いかげられたのは、法的制度としての刑法とは何ものであり、そこにおける基本的な概念である犯罪と刑罰の歴史的な存在性格はいかなるもので、ロシアにおいてのみならず人類社会の未来に想定されるその姿はいかに、ということであった。今日から振り返れば論議に見るべき成果は乏しく、誇大妄想と捨て去られる主張も多いのであろうが、歴史的な諸条件からその議論に振り回され、切迫した状況に置かれた研究者も多数存在したことを忘れてはならない。そして、それ以上に、そこにおいて論議の対象となった事項と理論的研究の中に、今日に繋がる貴重な論点と主張が混在していることを、見過ごすべきではないと考えるのである。

そのような関心から、これまでに、帝政末期のロシアにおける刑事法研究の状況を国際刑事学協会ロシア・グループの活動あるいは刑事人類学派の研究者たちの研究状況を検討し、そして直接に革命の激動に関わった刑事法学者として、ミロリユーボフ、ジジレンコ、ピオントコフスキーらの軌跡を追って論考をまとめてきたが²⁾、本稿では、当時において独特の存在感をもって活躍したもう一人の刑法学者イサーエフを取り上げる。

2) 「国際刑事学協会（IKV）ロシア・グループの実像」（『内田博文先生古稀祝賀論文集』（法律文化社・2016年）所収、「ロシアにおける刑事人類学派の軌跡」（『浅田和茂先生古稀祝賀論文集』（成文堂・2016年）所収、「ある刑法学者の肖像——ミロリユーボフ教授とハルビン法学部——」（上田・上野『白夜の刑法』（成文堂・2017年）所収、「ジジレンコ教授の影を追って」（『社会体制と法』19号・2022年）、「刑法学者ピオントコフスキーの軌跡——ロシア刑法学のソビエト時代——」（『立命館法学』402号・2022年）。

イサーエフの生涯

ミハイル・ミハイロヴィッチ・イサーエフ（Михаил Михайлович Исаев）は、1880年6月17日、サンクト・ペテルブルクに生まれた³⁾。経済的に恵まれない中、1898年に改革派教会付属のギムナジウムを卒業し、その後1年間志願兵として兵役に就き、翌年の秋サンクト・ペテルブルグ大学法学部に入学した。在学中、学生運動への参加により一時的な停学処分を下されたこともあったが、1903年春、第1等の成績評価と刑法関係の論文に対する銀メダルを得て卒業し、学部の推薦により、教授職への準備のために同学部の刑事法講座に籍を置くこととなった。彼は、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、ラテン語によく通じており、西ヨーロッパの法律学の主要な著作を原典から学んだが、この研修期間である1903年の秋以降、何度かドイツに派遣され、ベルリン大学のリストの研究室に参加する他に、マルクス・エンゲルスの著述を研究し、また当時の西ヨーロッパにおける労働者の状態にも目を向けた、とされる。最初の滞在中の1904年に「Die Neue Zeit」誌に公表した論文「支配階級の利益の擁護者としての刑事社会学派」（M. Sursky, “Die kriminalsoziologische Schule als Kämpferin für die Interessen der herrschenden Klassen”,



3) アクセス可能な各種の履歴情報によれば、ヴイシニー・ヴォロチョーク出身の郵便局員であった父が早くに死んだ後、母親は女手一つで、3つの小さな部屋に（残りの1室を貸し出して）住み、8人の子供を育て、全員に高等教育を受けさせた。長男のミハイル・ミハイロヴィッチを含め年上の兄弟は若い頃から家庭教師や舞台の端役を勤めるなどして家計を助け、助け合って困難な時代を生き抜いた。兄弟のある者は農学者に、ある者は経済学者に、ある者は動物学者に、ある者は微生物学者に、そしてミハイル・ミハイロヴィッチは法律家になった。彼は、他の兄弟と同様、非常に楽天的で、仕事に関する多彩な能力を持っていた、などとされている。

«Die Neue Zeit», 2. Bd. (1904), Nr. 47, S. 641-648/ Nr. 48, S. 682-686) によって学界の注目を集めた⁴⁾。このとき以降、イサーエフは M. Sursky の筆名で多くの論説を公表し、この時期から既に西ヨーロッパにおいて著名であった。1905年に帰国、弁護士として活動する一方で労働運動などにも関与しつつ、学位論文の準備を進めたとされる。

1909年の春、イサーエフは修士(магистр)学位を取得し、ペテルブルグ大学法学部において講師(приват-доцент)として講義することが許された⁵⁾。また1910年9月27日には法廷弁護士ともなっている。若手の講師として大学に在職中、イサーエフは学生たちの教育に真剣に取り組み、彼らの学問研究への興味を掻き立てた。彼の指導のもとに学生の研究サークルが組織され、1913年にその研究報告集が、イサーエフの編集によりその序文を付して出版されている。その中には、後にソビエト刑法の諸領域で活躍することとなるエストリン(А. Я. Эстрин)の贈収賄犯罪に関する報告も含まれていた⁶⁾。

10月革命後の1918年にイサーエフはモスクワへと移り、そこで社会主義アカデミーの会員かつ教授として選ばれ、1919年4月には、モスクワ大学

4) この論文に対しては、その内容に根本的に同意しないことを表明したフランツ・フォン・リストの1904年9月9日付のイサーエフに宛てた私信が残っている(イサーエフの長女ヴェーラが保管)。リストはそこで、マルクスの考えともイサーエフの立場とも異なる自分の法的見解が、「代表的なドイツ社会民主主義者」(ベルンシュタインとその支持者を指しているらしい)に共有されている、と書いている。См. Рашковская Ш. С., Михаил Михайлович Исаев, 1880-1950, «Правоведение», 1981 № 1, стр. 81.

この論文以降、「Die Neue Zeit」誌には1908年まで10篇ほどの論説・記事の執筆者として M. Sursky の名が見える。

5) その修士学位論文の表題が「ローマ法および現代民法における抽象債務について」(Об абстрактных обязательствах в римском и современном гражданском праве)と民事法領域のものであることが注目されるが、講師としてペテルブルグ大学法学部において1910年から1917年まで開講していたのは「ロシア刑法史」および「刑法実務演習」と記録されている。См. «Биографика СПбГУ» (<https://bioslovhist.spbu.ru/histschool/757-isayev-mikhail-mikhaylovich.html>)

6) См.: *Труды Кружка уголовного права при С.-Петербургском университете / С предисл. и под ред. пр.-доц. М. М. Исаева.* Санкт-Петербург, 1913.

法学部刑法学科の教授に任命される⁷⁾。この時期のモスクワ大学法学部の目まぐるしい制度変遷の中で、法学部の刑法学科が廃止され課題別委員会となったり、社会科学部の法部門の刑法学科となったりした時期に、イサーエフは1925年からその長を勤め、そしてモスクワ大学から法学部が廃

7) ロシア語版 Wikipedia をはじめとして、各種の記録・記事では、帝政末期からソビエト権力の樹立・安定に至る重要な時期のイサーエフの動静については不明瞭なままに無視されており、それはラシコフスカヤ教授のネクロロゲ（前注4）でも同様であり、むしろ不可解でさえある。だが、周辺の、とくに彼の子供たちに関する記事などより得られる情報をつなぎ合わせると、意外な経歴が浮かび上がってくる。

イサーエフは何度目かの滞欧中であった1914年7月、第一次世界大戦が勃発したためイタリアからドイツ、スウェーデンを経て帰国、翌年、ロシア軍に志願してカフカース戦線に准尉として配属され、戦闘における軍功によりいくつかの勲章を授けられ、1917年4月に2等大尉としてペトログラードに帰還したとされる（参照、“1942年9月7日、チカーロフにて”、との書き込みのある、イサーエフが子供たちに宛てたメモ：<https://vistav2.wixsite.com/petrifevr/3>）。だが、この時期の首都での激しい政治的・社会的変動の最中において、イサーエフ自身がそれにどう関わったのかは知る事ができない。一応は1915年の従軍以前のペトログラード（ペテルブルグ）大学法学部の教員ならびに弁護士の仕事再開したとされており、10月革命の後は新政府による新しい刑法典の準備作業に加わったという情報もある。しかし、上記のメモなどでは既にその1917年の10月（著名なロケット工学の専門家である長男アレクセイに関する記事などでは翌1918年末となっており、こちらの方が正確であろう）、3人の子供を飢えと寒さから守るため、イサーエフ一家はペトログラードを離れることを決断し、知人の勧めでモスクワの東方ウラジーミル州のムスチョーラ（Мстёра）村に移住している。牛を買い、家庭菜園を始め、飢えをしのぐことができた。だが、そこに落ち着く間もなくイサーエフ自身は長女と長男を伴いモスクワへと移り、彼らと一緒に“実践教育コミュニオン”（レベシンスキー П. Н. Лепешинский (1868-1944) により開設された労働を伴う教育をうたう学校）に身を寄せた。が、その劣悪な生活条件により子供たちが病気になることなどから、1920年に彼自らモスクワ郊外に寄宿学校を開設し、数学や物理学の優れた教育者を招くと同時に、ムスチョーラから次男と共に呼び寄せた妻マルガリータと一緒に自身も教鞭をとった。イサーエフは“社会科学の基礎”を教え、妻は“歴史”を教えた、などと伝えられている。См. О. Чечин, Алексей Михайлович ИСАЕВ (<https://biography.wikireading.ru/167981>)。驚くべき物語ではあるが、おそらくは当時の社会的混乱の中で家族と共に生きること懸命であったイサーエフの姿を伝える事実であろう。だが、他方で彼は1919年にはモスクワ大学の教員となっていたはずであり、この時期の彼の研究や社会活動の総体がどのようなものであったかはなお捉えきれない。なお、この間にはソビエト政権の主要な国家機構のペトログラードからモスクワへの移転（1918年3月）があった。См. так же <http://bioslovhist.history.spbu.ru/component/fabrik/details/1/757-isaev.html>

止された1931年以降は刑事・矯正労働政策研究所(1936年に全連邦法律学研究所に改組)へと移籍し、研究・教育活動を継続した。

イサーエフは、ソビエト時代に矯正労働法の問題を検討した最初の研究者の一人である。1930年に彼はいくつかの矯正労働施設を訪問し、司法機関による監督活動に参加し、この問題に関する教科書や教材の作成を推進した。第二次世界大戦中は軍事法廷の活動について研究し、連邦最高裁判所の職員、軍の法律家、人民裁判所の裁判官などに対し刑法の講義を行った。だがこの時期、彼の仕事の主要な部分は、高等法学教育システムの発展に費やされた。いくつかの論文では、法学教育における理論と実践の結合や、通信教育の組織化についても提言を行っている。とくに後者についてイサーエフは、全国各地で行政機関や企業、警察、軍、司法機関など様々な領域で労働に従事しつつ、法律関連の知識と能力を得ようと努める青年たちに、通信教育の形態で法律学を学習する機会を提供することに力を注いだ。彼の働きかけにより、既に1929年の段階でモスクワ大学に“通信制法律学教育ビューロー(自宅でのソビエト法学部)”が設置され、教材の発行などが進められたが、イサーエフ自身も刑法教科書などを書いている。そして彼は、1940年3月、全連邦法律学通信教育大学へと移籍し、刑事法学科の教授として各種の教材を用意するとともに、直接学生・研究者たちの指導にあたった⁸⁾。

1940年4月には法学博士の学位が授与されるとともに、教授の称号があらためて認証された⁹⁾。1944年、学術ならびに教育上の功績が認められ、

8) ソビエト時代における通信教育形態での法学教育の展開については、см. Кодинцев А. Я., Заочное юридическое образование в системе органов юстиции СССР в 30-е годы XX века // <https://cyberleninka.ru/article/n/zaochnoe-yuridicheskoe-obrazovanie-v-sisteme-organov-yustitsii-sssr-v-30-e-gody-hh-veka>

9) 帝政時代から、革命後も、ロシアでは博士、博士候補、修士などの学位ならびに教授、准教授などの称号は各研究所および大学が独自に認定してきたが、その連邦レベルでの統一と水準の維持を目的として、1932年にソ連邦中央執行委員会の決定により最高認証委員会が設置され、1934年以降、既に授与されたものを含め、各研究・教育機関による学位および称号の授与につき審査し認証を与えた。

労働赤旗勲章を授与され、また翌1945年にはロシア共和国学術功労者の名誉称号を授与された。

1946年3月よりソ連邦最高裁判所判事も勤めた¹⁰⁾。

イサーエフは1950年12月1日モスクワで死去、ノヴォデヴィチ墓地に埋葬された。

主要な研究業績

イサーエフの研究業績として知られる主要なものは、次のとおりである。

1. Michael Sursky, Die kriminal-soziologische Schule als Kämpferin für die Interessen der herrschenden Klassen, "Die Neue Zeit: Wochenschrift der deutschen Sozialdemokratie" 22 Jahrgang, 2. Bd. (1904), Nr. 47, S. 641-648 / Nr. 48, S. 682-686. (ロシア語訳: М. Сурский, Социологическая школа в уголовном праве как защитница интересов господствующих классов, «Проблемы марксизма. Сб. 2: Проблема преступности» под ред. и предисл. Я. С. Розанова, К., 1924.)
2. Sozialdemokratische Randbemerkungen zu den Vorarbeiten der Strafrechtsreform, "Die Neue Zeit", 26 Jahrgang (1908)
3. Преступность и экономические факторы. (под псевдонимом М. Сурский), там же «Проблемы марксизма. Сб. 2: Проблема преступности» под ред. и предисл. Я. С. Розанова, К., 1924..
4. О Высших Юридических Курсах, «Еженедельник Советской Юстиции», 1923, № 15 (19 апреля)
5. Уголовно-правовые тенденции переходного времени, «Право и Жизнь», 1924, № 1
6. Понятие преступного и не преступного с точки зрения марксизма,

10) 同じく1946年にピオントコフスキーも最高裁判所判事となっており、彼が1951年に任期を終えていることから、イサーエフは在任中に死去したものと推測される。

- «Советское право», 1924, № 5/11
7. *Общая часть советского уголовного права РСФСР*. М. 1925 (учебник)
 8. Об умысле, неосторожности и сознании противоправности, «Советское право», 1925, № 5
 9. Классовое начало в пенитенциарной политике, «*Проблемы преступности: Сборник под ред. Е. Ширвиндта, Ф. Трасковича и М. Гернета; Государственный институт по изучению преступника и преступности*», Выпуск 1, М.-Л., 1926.
 10. *Основы пенитенциарной политики*. М. 1926.
 11. О высшем юридическом образовании в РСФСР, «Советское право», 1927, № 6
 12. Пенитенциарное право и его преподавание в СССР, «*Всесоюзное совещание пенитенциарных деятелей. Реформа тюрем и перспективы исправительно-трудового дела в СССР. 15-20 октября 1928 г.*», М. 1928.
 13. О взаимоотношении некоторых основных вопросов уголовного права и процесса, «*Основы и задачи советской уголовной политики*» под ред. К. Г. Ширвиндта, М.-Л., 1929.
 14. *Уголовное право. Особенная часть*, М. 1929 (учебник)
 15. *Имущественные преступления*, М. 1938.
 16. Биографический очерк и перевод книги Беккариа «*О преступлениях и наказаниях*», М. 1939.
 17. К вопросу о политической оценке идей классической школы уголовного права в первой половине XIX века, «*Труды Военно-юридической академии Красной Армии*», М. 1947, Вып. VI.
 18. *Вопросы уголовного права и уголовного процесса в судебной практике Верховного Суда СССР*, М. 1948.
 19. *История советского уголовного права*, М. 1948 (глава XVI Вопросы общей части советского уголовного права в условиях Великой Отечественной войны を担当執筆)

20. *Советское уголовное право в период Великой Отечественной войны*,
M. 1949 (モノグラフィヤ)

刑事社会学派批判

未だ24歳のイサーエフが研究者としての鮮烈なデビューを果たしたのは1904年、ドイツの社会民主党系の理論誌“Die Neue Zeit” 47号・48号に公表した「支配階級の利益の擁護者としての刑事社会学派」(上掲1)によってである。

この論文においてイサーエフは、まず、ロンブローゾの生来犯罪人学説が1885年の刑事社会学派の大会で熱狂的な支持を得たものの、4年後のパリでの大会では非科学的と非難され、ヨーロッパの社会的な刑法学研究の主流は自覚的な展開を遂げるに至ったという歴史的な過程をなぞることから始めている。しかし人類学派も社会学派も、実際には相互に妥協的な対応を見せ、主たる攻撃対象は刑法の古典学派だとし、それが犯罪を抽象的に捉え、人の自由意思に基づき犯されたものとしていると批判したのであるが、これとても事実によって反駁された——古典学派の代表者の一人メルケルは端的に決定論者であったし、逆に社会学派のプリンスは相対的な意思自由論者である。対して新しい刑法学派は犯罪を具体的、実証的にとらえるが、人類学派が犯罪者個人の諸特徴に注目するのに対して、刑事社会学派は犯罪を社会現象としてとらえるところに違いがあった、と説明している。

このような学派の対抗関係を傍らに、問題の本質は別なところに、まさに“犯罪”の認識にかかわって、ある。いずれの学派も当然のように、現代社会において法的に犯罪とされている現象・行為だけを考察の対象としているが、しかし実際には、「国民の大多数、成人の男性だけでなく、女性も、そして幼い子供までもが、毎日、毎時間、残酷に搾取されていることを見ようとしていない。国民の大多数は肉体的、精神的な死を宣告されているのに、現代の刑法はこれを犯罪と見なさない。工場で、地主の土地

で、家庭の作業台で、抑圧された階級が現代の領主たる資本家の欲のために犠牲にされている。人間の至高の価値である生命が、現在の刑法では保護されていないのだ。」とイサーエフは書き、そのことを当時のドイツ帝国の犯罪統計に表れた殺人および傷害致死、過失致死の数と企業等の強制保険に関する統計中の被雇用者の死亡の数の対比により示そうとする。彼の示す通り、1886年から1900年までの両者の数は約1万人と9万人となるが、人口1万人あたりと被保険被雇用者1万人あたりでは0.2対7.0と、35倍にもなる。資本主義社会で労働者階級の生命と健康がいかに低く評価されて、いかに関心が払われていないかがわかる、と。リストの教科書の、「すべての法律は人間のために作られたものである。法の目的は、人間の重要な利益を守ることである。」という言葉が白々しく響く。

だが、それと同時にリストが、「犯罪は一方において犯罪者の個人的特質によって引き起こされ、他方では犯罪は外的な条件（物的・社会的諸条件、とくに犯罪者が生きている経済条件）によって引き起こされる」、とその教科書の中で述べ、さらに、「犯罪の病因において両要因のグループがどのような役割を果たし、その関係はどうなっているのかという問題に近づけば、まずもって社会的要因が個人的要因よりも重要視されなければならないという結論に達する」、としていることも、イサーエフは正確に指摘する。

問題は、その“社会的要因”の捉え方である。基本的な犯罪である窃盗が私有財産の出現に伴い生まれたことは自明であるが、それによって示されるとおり、社会の経済的制度枠組みこそが重要なのである。刑事社会学派はそのことを見ようとしない。「現代における犯罪は——社会学派の犯罪学者自身が明らかにしているように——まずもって労働者階級の状態によるものであり、したがって——彼らは言わないが——社会の資本主義的な形態によるものである。」「犯罪の本当の原因を探るために、犯罪学者たちはあと一步のところまで来ていたのだが、この一步を踏み出さなかったし、踏み出せなかった。この一步は、彼らを社会主義に導くものであっただろう。」部分的な「改良」によってではなく、資本主義社会の最終的な

破壊によってしか、犯罪を一掃することは不可能であるがゆえに。

以上のような分析を展開した上で、イサーエフは、「刑事社会学派が犯罪と、現行刑法の精神に則って、すなわち支配階級の利益の擁護者として、闘っていることを明らかにしえた。」と述べ、リスト等は実際には支配階級のために闘いつつ、全人類のために闘っていると自分にも他人にも信じ込ませようとしているのだ、と結論付けている¹¹⁾。

極めて挑発的な表題に比べて論文の内容自体はかなり抑制された、リストに代表される刑事社会学派への理論的批判である。しかし、当時の西ヨーロッパの刑法・犯罪学の動向を広く的確に押さえ、社会学的な知見をも披瀝しつつ、随所に鋭い分析をくわえている点において、この当時のイサーエフの研究活動の充実ぶりをうかがうことができる。また、当時のドイツ帝国の犯罪統計に表れた殺人および傷害致死、過失致死の数と企業等の強制保険に関する統計中の被雇用者の死亡（職務関連死）の数の対比によって、労働者の生命が不当に安く扱われていると論証しようとする方法などは——その意義についてのより詳細な検討が必要ではあろうが——斬新で意欲的なものである。

イサーエフの研究業績を総括したラシコフスカヤ教授の、彼は資本主義社会における犯罪の根源という問題に、マルクス主義の立場からアプローチしようとしているのであり、資本主義社会が自然に生み出す犯罪は、その社会の基盤が破壊されるまでは根絶することはできないということを、事実資料に基づいて証明しようとして、その立場から刑事社会学派の思想を批判しているのだ、という指摘は妥当であろう¹²⁾。そこで挙げられてい

11) 引用の際にはイサーエフ自身によるロシア語訳も参照した。М. Сурский, Социологическая школа в уголовном праве, как защитница интересов господствующих классов, «Проблемы марксизма». Сб. 2: Проблема преступности / Ред. и предисл. Я.С. Розанова. К.: Госиздат Украины, 1924. с. 107-123.

12) См. Рашковская Ш. С., Михаил Михайлович Исаев, 1880-1950, «Правоведение», 1981 № 1, стр. 81.

る“事実資料”が十分なものかについては議論があろうが、社会学派の代表であるフランツ・フォン・リストが唱えた、すべての法律は個人のために作られ、生命的利益を保護することが法律の使命であるという議論を否定し、そこに存在するのは「公共の利益」などではなく支配階級の利益だけであり、社会学派の代表は実際にはそのために闘っているものを、人類全体のために闘っていると、自他共に納得させたいのだ、とのイサーエフの結論には説得力がある。

またイサーエフはこの“Die Neue Zeit”誌を舞台として、多くの評論や書評を公表し、当時のヨーロッパの犯罪状況の推移と刑事政策の動向とを注視し、また各国の刑法改正問題についても鋭い観察に基づく問題指摘を行っていた。たとえば、同誌26巻(1908年)に掲載された「刑法改正の予備作業に関する社会民主主義者の欄外ノート」(上掲2)では、当時ドイツにおいて多数の研究者の関心を集めていたドイツ帝国刑法典(1871年制定)の改正問題について、法学雑誌の記事や各種学術集会などでの刑法学者の発言に注目をほらい、とりわけ1905年から1907年にかけて K. ビルクマイヤー、R. フランク、R. v. ヒッペル、F. v. リストなどにより公刊された9巻に及ぶ『ドイツおよび諸外国の刑法の比較研究 ドイツ刑法改正のための準備作業』¹³⁾に掲載された諸論文を丁寧に検討し、批判的な評釈を加えている¹⁴⁾。その際に特徴的なのは、労働者の職場環境の安全性や権利の主張に沿った刑法改正の諸提案を紹介しつつ、同時にドイツの現状では、一見労働者の保護のためのものと思われても、帝国議会による立法化と帝国の裁判所システムを通じてのその運用が、逆に労働者に対する抑圧

13) Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts: Vorarbeiten zur deutschen Strafrechtsreform, Berlin, 1905-1907.

なお、当時のドイツ社会民主党 (SPD) も刑法改正問題には大きな関心を払っており、例えば1906年マンハイムの党大会でもこの問題についての特別決議をおこなっている。

14) Sursky M., Sozialdemokratische Randbemerkungen zu den Vorarbeiten der Strafrechtsreform, “Die Neue Zeit”, 26 Jahrgang (1908), S. 33-38, 67-74.

のために使われないという保証はない、とも指摘していることである。とくに、「生命に対する重罪および軽罪」についてのリストの論文（上掲の論集 第5巻1-158頁）についての検討では、重大な殺人についても死刑を絶対刑とすることを避けるべきだとするリストの主張に同意しつつ、さらに歩を進めて刑罰としての死刑の廃止を主張していること、またそれが、犯罪統計の上でも明らかな生命に対する重大な犯罪の減少に対応するものであることの指摘、などが注目される¹⁵⁾。

さらにイサーエフはこの時期、犯罪の原因に関する文献のより詳細な分析に基づき、論文「犯罪と経済的要因」（上掲3）の中で、犯罪現象を決定づける最大の要因は社会の経済制度であり、資本主義社会から社会主義社会への再編成によってのみ、人類の犯罪からの解放を達成することができると結論付けていることも確認される。

刑法学教科書

先に書き留めたとおり、1909年にペテルブルグ大学法学部講師となったイサーエフは、1910年から17年まで、刑法史および刑事実務に関する講義を行い、学生の指導にあたる傍ら、法廷弁護士としても活動したとされるが、先に挙げた学生の論集（前掲注6）への序文を除いては、彼自身の研究活動を物語る資料は参照することが出来ない。この時期の、ロシア帝国の対ドイツ宣戦、自身の志願従軍（1915年から17年4月まで）、“2月革命”後に復員したペトログラードの混乱といった状況を考慮すれば、イサーエフにとってこの時期の研究活動については深刻な困難があったと想像する他ない。

一方、1918年末にペトログラードを脱出したイサーエフは翌1919年にモスクワ大学の教授となっているが、当時の混乱状況の中で、刑法学関連の教育がどのように組織され、実施されていたのか、情報は錯綜してい

15) またここでも、当時のドイツ帝国の犯罪統計や企業等の加入する事故保険統計などが援用され、イサーエフの論旨を補強している。

る¹⁶⁾。彼が着任したモスクワ大学では、社会科学部の法学部門に属する刑法学者のうち、ダヴイドフ（Н. В. Давыдов, 1848-1920）はすでに高齢であり、パズヌイシエフ（С. В. Познышев, 1870-1943）ならびにフェリトシテイン（Г. С. Фельдштейн, 1885-1939）などが革命政権との関係で不安定な状況にあった中、刑法関連の教育を担っていたのは、既に刑法学者・犯罪学者として著名であったゲルネット（М. Н. Гернет, 1874-1953）以外は、実務家でありソビエト政権の中核で活動していた Н. В. クルイレンコや Д. И. クールスキー、П. И. ストゥーチカなどであった。その中に加わったイサーエフがモスクワ大学においてどのような講義その他の活動を行っていたかを推測させるものとして、1925年に刊行された彼の刑法総論教科書『ロシア共和国ソビエト刑法総論』（上掲7）が注目される。

本書の序において彼は、1922年のロシア共和国刑法典施行によってはじめて、刑法学を講義することが可能かつ必要になったと述べ、現実生起する問題の法的側面を正確に把握する能力を養い、一般的な原理から結論を導き、また逆に個別の事件を一般的な原理の発現であると認識することが出来るように、法学部学生を教育することを目指すとしている（具体的に彼は、1923年から24年にかけてモスクワ大学で刑法総論の講義を行ない、同大学とスベルドロフスク大学でセミナーを指導し、寄せられる疑問について理論的な説明を行った、と述べている）。その際に強調されているのは、「法的現象の社

16) 10月革命後ロシア共和国では、教育人民委員部の法学部廃止に関する1918年12月23日付け決定により、モスクワ大学でも国際法と財政法の2学科は、社会科学部の設置までの間、臨時に歴史・言語学部に移設され、国家法学科はソビエト法学科に改組されたが、刑法を含めその他の学科は廃止された。しかし、国家運営上各領域の法学教育の必要は無視できず、3ヶ月後には社会科学部の法律学・政治学部門が事実上の法学部として復活、とりわけ1921年春に始まる“新経済政策”の実施とともに、法学教育の充実が進むこととなる。刑法教育についても、1922年以降“課題別委員会”の形で組織化がなされ、1924年当初からはモスクワ大学“社会科学部”の法部門を構成する13の学科の一つとして刑法学科が置かれ、それは1930年に設置された“ソビエト建設および法学部”へと引き継がれた。その学科長は1925年以来イサーエフが務めた。См. История Кафедры уголовного права и криминологии Юридического факультета МГУ: https://www.law.msu.ru/pages/istoriya_krimin

会的内容を明らかにし、またあらゆる法的概念に対する正しい階級的な視座を見出すこと」の必要性である。その作業の一環である本書では、しかしながら、刑法総論の基本的な問題のうち、いまなお形式的な概念とされてその階級的なアプローチが排除されている「故意・過失」、「未遂」、「共犯」などについては、あらためての整理と検討が必要であり、これらの概念をマルクス主義的に分析する上での、それらの起源と内容の一定の社会体制への依存性に関する社会史的研究という、準備の作業が必要であるとして、ここでは保留されている¹⁷⁾。

そのような課題設定のもとに展開された本書の内容は、通常予想される『刑法総論』教科書とは異なり、何よりもいわゆる“犯罪論”に関する記述を欠いていることが注目される。

全体は2部に分かれ、その第1部（7-96頁）では、マルクス主義から見た犯罪の概念が「支配階級の最も重要な利益を侵害するもの」として規定された上で、資本主義体制における刑法の階級的性格を説明し、帝政ロシアの時代の刑法から、革命によるその排除、刑法的・政治的テロルの時期を通じて、そこに示されたロシア人民の「蛮行」は革命の刑法の表出、革命的法意識に基づく刑法の形成として説明される。そして、1918年以降の刑法典策定への歩みが、1919年の「ロシア共和国刑法の指導原理」から1921年の司法人民委員部草案への発展を軸として、素描されている。

それに続く第2部（97-172頁）では、最初のソビエト刑法典である1922年

17) 本書には「クリミチャウ（ザクセン）の織物工たちに——1903-1904年の4ヶ月間のストライキの思い出に——」との献辞が付されている。一見して唐突とも思われるこの献辞に関して、彼自身が序章において次のように説明している。「生涯にわたって心に刻まれている、若い頃の印象がある。その中には、1903/04年の冬にクリミチャウで行なわれた4ヶ月間のストライキによりもたらされた感動がある。サンクト・ペテルブルグ大学を卒業後、研究者としての活動に備えてドイツで生活することになった時期のことである。ストライキは、資本主義体制の階級的矛盾の深さと、社会革命なしにそれを克服することは不可能であることを、私の前に明らかにした。それゆえ、本書はストライキの名もなき英雄たち、クリミチャウの織物工たちに捧げられる」、と。イサーエフの人となりの一面をよく物語る記述であるかに思われる。

のロシア共和国刑法典の解説を通じて、刑法の基本問題が論じられている。叙述される項目の順序は以下のとおりであり、至って概略的なものである。

最近のヨーロッパ諸国のブルジョア法典とロシア共和国刑法典の総則の特徴の比較

刑法の効力の限界

刑法の時間的作用／ロシア共和国の領域における刑法典の効力、地域的な条件によるその修正および補充／ロシア共和国外での刑法典の効力ならびに犯罪者の引渡し

刑法典の宣言的な条項

宣言的な条項を維持することの必要性／刑法典の課題／犯罪の概念の規定／類推による犯罪／「犯罪者」の概念の規定／刑罰と社会防衛処分の本質／刑罰および社会防衛手段の追求する目的

ロシア共和国刑法典と「1924年のソ連邦および連邦構成共和国の刑事立法の基本原則」

予備的考察／基本原則の宣言的条項／基本原則と連邦構成共和国の刑法典

以上のような概説に続けて、資料として、1919年の“ロシア共和国刑法の指導原理”、1920年に司法人民委員部一般顧問局の委員会が作成した“ロシア共和国刑法典総則草案”、1921年にソビエト法研究所が作成した“ロシア共和国刑法典総則草案”、そして司法人民委員部の“ロシア共和国刑法典総則草案”（初版 1921年）が付されている。

本書におけるいくつかの特徴的な記述を挙げておくと、たとえばイサーエフは犯罪の定義について、「犯罪とは、いわゆる“移行期”においてソビエト権力により確立されたソビエト体制の基盤ならびに法秩序に対する侵害行為である」、と刑法典第6条を踏まえて説明しつつ、それらは移行期の時どきの戦術的課題に対応して変動しようと述べている。そして、刑法典が類推を許容する第10条を置いたことについても、歴史的な条件によって説明されるとし、革命後の全くの自由裁量的な裁判実務から拘束的

な各則規定への移行はあまりに急激であり、非現実的な試みと受けとられかねず、また、法典編纂を急ぐあまり、明らかに社会的に危険な行為を“カタログ”から漏らしてしまうことをおそれて、立法者が一定の“緩和”原理ないし安全弁としたのだ、とする¹⁸⁾。それゆえ“類推”の問題はあくまでも技術的な問題であって、原理にかかわるものではなく、その濫用は、「革命的法意識の確固たる基礎の確立」という、刑法典の施行に当たっての中央執行委員会の決定にも述べられている基本的な目的に反することとなる、と¹⁹⁾。

それ以上の、たとえば構成要件の諸要素に関する説明とか、客観的な諸要件あるいは故意・過失に関する理論的な検討については、序文において断られていた通り、触れるところがなく、直接に刑罰と社会防衛処分の本質と追求する目的の説明へと移っている²⁰⁾。

全体として叙述は簡単であるが、各論点について国内だけでなく当時のドイツの刑法学者の教科書や雑誌掲載論文が縦横に援用・批判されており、その理論水準は低くない。また本書でも、随所に犯罪の認知件数等の統計、裁判実務における被告事件の罪種別構成、有罪判決の刑罰・社会防衛処分の分布、そして裁判官や検察官などの教育水準や出身階級別の構成に関する資料を援用している叙述が見られ、イサーエフの面目躍如と思わせるものがある²¹⁾。一方、彼の手になる刑法各論の教科書は1929年に刊行

18) См. *Общая часть советского уголовного права РСФСР*, стр. 134-135. だが同時に、立法者は裁判所の自由に十分に厳しい制約をも課しているのであり、例えば、ある各則条項に当てはまる行為を勝手により重大な犯罪行為として類推処罰することは許されず、過失行為に故意犯の罰条を類推適用したり、加重類型の罰条を減輕類型に当たる行為に類推適用することも許されない、と説明している。

19) Там же, стр. 138. この2年間の実務は、類推が刑法典各則を「爆発」させるには至っていないこと、裁判所が非常に慎重かつむしろ躊躇しながら類推に頼っていることを示しており、10条を“法の革命化”にとって原理的な意義を持つものとするような主張は根拠の無いものである、と結論付けている。

20) Там же, стр. 144 и сл.

21) 興味深いのは、また、彼自身がその演習の参加者（モスクワ大学の3年次の学生）を指導して1924年の春に実施した、市民が犯罪行動に出なかった理由についての社会調査

されたと記録されているが、その内容の詳細については現時点では確認できていない(上掲14)。

イサーエフのこの総論教科書より1年早く、ピオントコフスキーの刑法総論教科書が刊行されている。その内容はかつて紹介したとおり、「全体に叙述は簡単であり、他の刑法学者の所説との対比検討もほとんどなく、理論史的な解説も外国文献の引用も皆無に近い」ものではあったが、犯罪論を中心に置く伝統的な刑法総論教科書といえるものであった²²⁾。ピオントコフスキーがモスクワ大学に着任したのは1923年のことであり、時間的な経過から想定されるのは、むしろイサーエフがピオントコフスキーの招聘を進めたいということであり、相互にその著述を引用しあうなど、良好な同僚関係にあったと推測されるが、それを越えて、たとえば講義の担当体制など、両者の具体的な関係がどのようなものであったかには興味が残る。

矯正労働法の問題

先にも述べた通り、イサーエフは矯正労働法の問題をソビエト時代に積極的に検討した最初の研究者の一人である。彼のまとめた著作としては、まず、『懲治政策の基礎』(1927年、上掲10)を参照できるが、本書は1925/26学年度よりソビエト法学部裁判法課程の必修科目とされた“懲治政策”の講義のための教材として書かれたものである(「序文」参照)。ロシア共和国拘禁施設総管理局の指導者であるシルヴィント(E. Г. Ширвиндт)らの協力があったことも記されている。

本書では冒頭、書名としても用いられた「懲治(penitentiary-пенитенциарий)」の語について、イギリス、ドイツ、フランスなどの刑務所改革の動きがロシアで紹介される中で用いられ始めたもののだが、ここで

↘で、男女ともに“刑罰への恐怖”が20%以下でしかなかったと報告されていること(стр. 150-151)など、大学教員としてのイサーエフの姿を浮かび上がらせることである。

22) 上田「刑法学者ピオントコフスキーの軌跡」(立命館法学402号)112頁。

“懲治政策”は刑務所に関する諸問題を対象とする独立した科学²³⁾の名称として用いられていることが説明される。

この懲治政策については、その実施に当たる者が刑事法の専門家であって同時に心理学者、医師、精神科医あるいは技術者であり、農学者であるようなことは不可能であるが、しかし彼は、懲治政策と刑法や関係する法律学とのつながりについて明確な理解を持たなければならない、とされ、その前提の下、しかし教科書である本書で取り扱うのは懲治“政策”の基礎にとどまり、とりわけ近年のイギリスでの展開に見られるような刑事施設の建築学的な問題などには十分に触れることができない、とことわられている²⁴⁾。

以下、第一部では、“歴史と現代法における追放”、“刑事奴隷制”、イギリス、ロシア、フランスの流刑制度の歴史と現状、“ブルジョア的な監獄の誕生とその階級的な性格”、“革命前ロシアの監獄”、“1924年のロシア共和国矯正労働法典”、といった歴史に沿った叙述が見られる。

そして第二部では、その厳しさによる自由剥奪の種類、長期的な自由剥奪と短期的な自由剥奪、受刑者の収容システム、累進処遇システム、労働コロニー、拘禁を伴わない強制労働、アメリカの教化改善制度 (reformatory) とイギリスのボースタル施設 (borstal)、精神障害者と限定責任能力者の問題、被拘禁者の労働の問題、文化的・教育的な活動、といった問題が順次取り上げられ、検討されている。その際、ソビエト国家の各段階の矯正施設・管理機関の報告する統計的な資料が随所に援用され、またヨーロッパとアメリカの文献資料が広範囲に紹介されていることも、イサーエフの研究方法をよく特徴づけている。

以上の検討を踏まえての本書の“結論”として述べられているのは、例えば著名なゲルネット教授の『監獄心理学の研究』(1925年)にしたところ

23) 法的な問題だけでなく、例えば刑務所の建設方式、被収容者の健康管理や労働のあり方などにも関わる科学であるとされる。

24) См. *Основы пенитенциарной политики*, стр. 9-10.

でブルジョア諸国の監獄や革命前ロシアのそれに関する資料に基づくものであり、ソビエト権力の下での問題の実態については触れるところが無いが、ここには未開拓の多くの研究課題が残されている、との理解である。とりわけ1924年の矯正労働法典の適用状況の把握と研究は重大な歴史的課題であり、それは最近に組織された国立犯罪学研究所の最優先の研究課題の一つでもある、とされている²⁵⁾。

先に述べたとおり、イサーエフは、モスクワ大学の法学部が廃止された1931年以降は全連邦法律学研究所へと移籍したが、この時期、彼は矯正労働法の問題を積極的に検討し、いくつかの矯正労働コロニーを訪問し、司法機関による監督活動に参加し、また矯正労働法の改正と刑事施設の改革に熱意を注ぐとともに、この問題に関する教科書や教材の作成を推進した、とされている。

ソ連邦最高裁の刑事実務の研究

イサーエフは1946年にソ連邦最高裁判所の裁判官(当時のソ連邦憲法では5年任期で最高会議により選任された)となっているが、彼が1948年に公表した『ソ連邦最高裁判所の裁判実務における刑法および刑事訴訟の諸問題』(上掲18)は、その前年にピオントコフスキーとの共著として公表した『ソ連邦最高裁判所の裁判実務における刑法、軍刑法および刑事訴訟の諸問題』²⁶⁾の続編として企画されたものである。が、本書の冒頭部において説明されているように、多くの資料の集積によって、著者のそれぞれに“資料の選択とその紹介の方法に個性を発揮する機会が与えられた”ことから、本書は単独でまとめることとされたものである。

冒頭、ソ連邦最高裁判所の法律上の位置づけと活動内容について概説し

25) Там же, стр. 196.

26) Исаев и Пионтковский, *Вопросы уголовного права, военно-уголовного права и уголовного процесса в судебной практике Верховного Суда СССР*, М. 1947.

た上で、最初の重要な事例として取り上げられているのは、「社会的に危険な行為が直接に刑法典に規定されているときは、類推を適用することができない」としたソ連邦最高裁判所総会の1948年3月19日決定である。事案は、師団司令部で馬匹の飼育係をしていた兵士シヴィトキーが、師団の1連隊に属していた馬車馬を厩舎から勝手に持ち出し、それに乗って知人の将校のもとに赴き、乱痴気騒ぎに参加、酩酊していた間に、知人の家の庭に放置されていた馬が何者かによって盗まれてしまった、というものであったが、審理に当たったウクライナ共和国の軍事法廷がこれをシヴィトキーによる軍用馬匹の窃取に該当するとしたのに対して、破棄審の判断と検事総長の監督権手続きを経て、最高裁判所総会が、事案に直接適用されるべき法条として軍用品の不注意な管理に関する刑法規定があることから、その適用を除外しての類推による別異の罰条適用は許されない、としたものである。イサーエフは本件について、トライニンの教科書なども援用しつつ、その正当性と意義を強調している²⁷⁾。

以下、本書で取り上げられている問題は、“責任能力の問題”(ダニーロフ事件に関するソ連邦最高裁総会1944年7月13日決定)、“心神喪失の問題を判断する際にロンブローゾ主義あるいは新ロンブローゾ主義的な考え方が認められないこと。ソビエト刑法における心神耗弱の概念の欠如”(裁判において精神鑑定を行った著名な精神科医セレイスキー教授に対する批判、鑑定審級を経た最高裁判所の判断事例)、“未必の故意の概念”(この概念を明示的に認めたソ連邦最高裁総会1946年9月27日決定)、“新生児に対し生命にとって危険な状態を故意に作り出すこと”(ソ連邦最高裁議長裁定)、“過失責任の諸問題”(1. 運輸・交通規則に違反していない過失事犯に関するソ連邦最高裁判事部1947年7月23日決定、2. 過失殺に対する法定刑の幅の広さに留意して過失の程度を慎重に考慮すべきとしたソ連邦最高裁判事部1948年6月2日決定)、“犯罪の客観的側面および主観的側面の確定の意義”(ソ連邦最高裁総会1948年4月2日決

27) См. Исаев М. М., *Вопросы уголовного права и уголовного процесса в судебной практике Верховного Суда СССР*, стр. 37 и сл.

定)、“正当防衛の限度の超過”(ソ連邦最高裁総会1947年11月21日決定)、“予備と未遂”(未遂行為の自発的な中止、予備と未遂の区別に関するソ連邦最高裁総会1948年4月2日決定)、“1947年6月4日の布告に規定された犯罪事件に関する決定および裁定”(「市民の個人的な財産の保護の強化」および「国家および社会の財産の盗取に対する刑事責任」についての布告の適用に関するソ連邦最高裁総会1947年8月22日指導的決定)、と多数の論点に及んでいる。それぞれの項目では、具体的な刑事事件の概要とそれに対する所管裁判所の判決が示された上で、その内包する理論的な問題について、破棄審の判断、関係研究機関の意見書、さらには検事の監督活動が示され、最終的にはソ連邦最高裁判所の決定が提示されて、そして最後に、イサーエフの詳細な解説が付される、という形式をとっている。

本書についてラシコフスカヤ教授は、刑事裁判実務を検証することによって刑法理論の重要性をあらためて示し、理論と実務の両側面において、その水準の引き上げに大きく貢献したと強調している²⁸⁾。

印象的なのは、苛烈な第二次世界大戦(ロシアでは“大祖国戦争”と呼ばれる)という状況の中でも、またその終結後の困難な経済状況と社会的混乱の下でも、各審級の裁判機関が着実に作用しており、またその破棄審の機能や検事監督の活動が、また関係研究機関の対応が、法律に従って絶え間なく営まれていたことが知られることである。と同時に、ソ連邦最高裁判所に活動の場を移した後の、イサーエフの安定した、そして高い水準の研究活動の継続を読み取ることができる点において、本書は貴重である。

ベッカリーアの『犯罪と刑罰』

最後に触れておくべきは、イサーエフの優れた外国語能力が生かされた一連の業績、とりわけチェザレ・ベッカリーアの『犯罪と刑罰』のロシア語訳である(1939年、上掲16)。啓蒙思想に裏打ちされ、アンシャン・レ

28) См. указ. соч. Рашковской Ш. С. в «Правоведение», 1981 № 1, стр. 83.

ジームの刑事立法の恣意性と苛酷刑、とりわけ死刑制度に強く反対したベッカリーアの本書は、近代刑法学の原点を示すものとして世界史に名を留めている。18世紀末以降、既に多くの翻訳と研究が諸国で行なわれていたが、ロシアでも、原著のフランス語版を基にしたヤズイコフ（Д. Языков）の翻訳（1803年刊）以来、既に数次の翻訳紹介がなされていた。それらに対しイサーエフは、自身の研究によって、各国語による多くの版を比較し、それらに散見された欠落した記述部分や歪曲された箇所などを復元し、原著の真の構造とスタイルを明確にしようとして試みている。結論的に、イサーエフは原著のイタリア語第5版（1766年）を基礎とすることとしている²⁹⁾。この年はベッカリーアがパリを訪れ、ボルテールら多数の啓蒙思想家と交流し、彼とその著作が一挙に西欧世界に名声を得た年でもある。

翻訳に前置されたベッカリーアの生涯と活動について紹介する長い論文は、それ自体貴重な研究であり、イサーエフのこの作業の公刊が無ければ、その後のロシア刑法学における原典に依拠する法学思想研究の発展はなかったであろう、とされている³⁰⁾。だが、残念ながら、この論文ではロシアにおけるベッカリーア研究や刑法学者の対応、とりわけ彼自身の評価などについては殆んど触れられていない。

ただし、イサーエフは、古典学派刑法学の原点をカントとヘーゲルに代表されるドイツ古典哲学にではなく、まさにベッカリーアと啓蒙思想に置くべきだと主張し、ドイツだけではなく西欧、とくにイギリスとフランスの刑法思想の研究が重要であるとしていたが、晩年の論文³¹⁾の中でもあら

29) Исаев М. М., Биографический очерк и перевод книги Беккариа “О преступлениях и наказаниях”, М. 1939, стр. 62 и сл.

30) Рашковская Ш. С., Михаил Михайлович Исаев, 1880-1950, «Правоведение», 1981 № 1, стр. 83. なお、このイサーエフによる翻訳は1939年以降も何度か出版されており、近年では2004年にオフチンスキー博士による『犯罪学文庫』シリーズの1冊として、イサーエフによる紹介論文から、末尾のレーニンの啓蒙主義評価に関する記述の部分削除だけで、そのまま刊行されている。Беккариа Ч., *О преступлениях и наказаниях* / Сост. и предисл. В.С. Овчинского. М. 2004 (Библиотека криминолога).

31) 全連邦法律学研究所の20周年記念学術集会（1946年）での報告「19世紀前半の刑法古

ためてその点を指摘していたことを確認しておきたい。

あ と が き

イサーエフは1950年12月1日、モスクワで死去した。70歳。病気その他の死亡の経緯などについて格別の情報は無い。

現在までのところ、その死後30年を経て書かれたラシコフスカヤ教授の論文が、イサーエフの人となり、研究業績について伝えるほぼ唯一のまとまった記事である。本稿でも随所でこれを参照したが、全体としてはソビエト時代の事実の平板な紹介の水準にとどまることが残念である。ただ、その最後で筆者は、イサーエフの生涯における重要な事情として1904年以降のゲルネットとの交誼について述べている。モスクワ大学出身のゲルネットはすでに革命前から著名な刑事法研究者であったが、彼はイサーエフの70歳の誕生日（これが最後のものとなった）を祝いながら、「君の学術的な活動それ自身の中に、君の思慮深さ、泡立つようなエネルギー、君の衰えることのない学問的な興味関心が際立っている」、と書いていた³²⁾。ここでゲルネットも挙げている特有の人間的な魅力が、この時期の刑法学者の中にイサーエフの存在を際立たせている。彼は教壇において素晴らしい講義者であり、学生たちに刑法学への興味を掻き立て、また法律への敬意を植え付けることができた。彼はそれぞれの講義において、限られた時間の中に、刑法学の命題の解説だけでなく、実務上の事例や研究者の間で論

↘典学派のイデーの政治的評価の問題について」(上掲17)。

32) Рашковская Ш. С., указ. соч., стр. 85. 著名な刑法学者ゲルネット(Михаил Николаевич Гернет, 1874-1953)は、既に19世紀末に学界に登場し、刑法、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策など広範囲の研究において顕著な業績を挙げた。革命後もモスクワ大学その他の研究・教育機関で活躍したが、他方で1920年代から徐々に視力を失い、30年代半ばには完全に失明した状態で、なお学界と実務界に多大の影響を与え続けた。膨大な研究業績のうち代表的な論文等を取めたものとして: Гернет М. Н. *Избранные произведения* / под ред. А. Б. Сахарова. М., 1974.

争されている問題点などを紹介し、聴講者を巻き込んだ。彼は教室での学生たちとの対面を愛し、学生もまた彼の講義を楽しみとしていた。学者であり、教育者であり人間であるイサーエフ個人のこのような特徴が、彼とともに活動し、あるいは彼に教えを受ける幸運に恵まれたすべての者の記憶に残っている、とラシコフスカヤは結んでいる³³⁾。

だが、今日の時点で我われはイサーエフをどう理解すればよいのだろうか。

刑法学が犯罪という社会現象を対象とし、それへの対応を探る学問であるかぎり、その研究者には否応なく犯罪を生む社会とその政治・経済制度への批判的な視座が求められなくてはならない。抽象的・観念的ではなく、事実こそくした具体的な認識と対応が必要なはずである。その時、20世紀前半のロシアで進行した歴史的な転換に、刑法学者たちはどう向き合ったのかということが、我われの重要な関心事として立ち現われずにはおかない。

帝政末期のロシアにおいて紛れもなく刑法学界の頂点に立ち、革命後もロシアに残りはしたが革命権力からの不遇な対応の中に没したタガンツェフや、それとの緊張した関係の連続したジジレンコなどの場合とは異なり、また革命後に学界に登場したピオントコフスキーなどの対応とも違って、本稿がその対象としたイサーエフは、すでに革命前に西ヨーロッパの刑法学の状況を知り、ロシアの大学教員として活動する中で、「現代における犯罪はまずもって労働者階級の状態によるものであり、資本主義社会の最終的な破壊・社会革命によってしか、犯罪を一掃することはできな

33) 余事ではあるが、イサーエフは芸術への傾倒でも知られていた。彼は有名なロシアの作家であり画家でもあったレミゾフ（А.М. Ремизов 1877-1957）とも親交があり、象徴主義派の画家や“芸術の世界”協会の巨匠たちの展覧会にも定期的に足を運んでいた。彼の娘ヴェーラによりプーシキン美術館に寄贈されたステイキン（С.Ю. Судейкин 1882-1946）の絵画『バレエとカフェ』（1915年）は、彼女の記憶によれば、父イサーエフが“芸術の世界”の展覧会で購入したものだとなっている。См. <http://artprivatecollections.ru/collection/individual/>

い」との結論を導き、それを公言していた、その立場から、ロシアの革命を積極的に受容し、ソビエト・ロシアにおいて積極的に刑事法関係の実務に加わり、ソビエト刑法の理論化と高等法学教育の推進に当たった刑法学者である。そのようなイサーエフの立ち位置はゲルネットないしトライニン(A. Н. Трайнин 1883-1957)とも類似であるかに見えるが、しかし彼の生涯を特徴づけるものは、刑事法理論の研究にとどまらず、刑事施設の改革や法律学の通信教育制度の推進に至るまでの活動範囲の広さとともに、そこに垣間見える独特の楽天性であり³⁴⁾、それが彼をしてこの時期の刑法学者のもう一つの典型たらしめている。

イサーエフは、その刑法総論教科書(1925年)でも述べているとおり、1922年刑法典の成立がソビエト刑法の在り方における画期であり、国内戦の時代に支配的であったむき出しの政治的対応を原則とする刑法制度から、むしろ伝統的な、法的利益を侵害する結果についてその行為者に責任を問い、責任ある者に対しては刑罰という不利益を課すという、刑法の在り方へと移行したと捉えている。ここにおいて犯罪はあくまでも法的な概念であって、予め法律によって定式化され、客観的な要件の充足によってその存在が確定され、その実行者である市民に対してはこれまた予め法律によって予告された種類と量の刑罰が科せられるのである。それに対応し

34) 資料によれば、彼の最初の在外研究は1903年の秋から1905年の秋までとされており、妻マルガリータ(Маргарита Борисовна 1879-1956: 18世紀初期ビョートル大帝の招きによりロシアを訪れ、郵政・電信事業に功績のあったハインリヒ・フォン・フィクの末裔であり、父は当時モスクワ電信局長かつ国家参事官の地位にあった)との結婚は1904年4月30日とされていることからすれば、二人はベルリンで結婚してともに生活し、研究と執筆そして社会活動に熱中していたが、長女の誕生に合わせて帰国したと推測される。その後、1908年に長男、1913年には次男が誕生しているが、研究者としては1909年に学位を取得してペテルブルグ大学法学部講師に就任、弁護士としても活動した。だがその前後数次の国外出張(1914年夏の第一次世界大戦勃発・ロシアの対ドイツ宣戦時はイタリアに滞在中であった)や、1915年に志願しての従軍、1917年4月に復員してペトログラードへ帰還、復職、さらに翌年末のモスクワ近郊への転出、私立学校の設立(前掲注7参照)など、それぞれに事情があったことは推測されるものの、イサーエフの行動には目を引くものがある。

た刑事訴訟法典と裁判所構成原則を伴う刑事法システムの成立を、戦時共産主義から新たなソビエト建設の時代への移行に必須の条件であると言い切った後は、もっぱらその運用にあたる新たな法律家要員の育成に努め、刑事法理論の批判的検討と教育とに当たりきったかに見える。

この点で注目されるのは、ソビエト法研究所の刑法セクションが1928年に刊行した論文集『ソビエト刑事政策の基礎と課題』に寄せられた論文「刑法と刑事訴訟法のいくつかの基本問題の相互関係について」（上掲13）である。同書にはピオントコフスキーの論文「プロレタリア独裁期の刑法形態」——ソビエト刑法はその内容においてだけでなく、その形態においてもブルジョア刑法とは異なるとの主張をあらためて詳細に展開したもの——も収められていたが、イサーエフは自身の論文で、クルイレンコ、エストリンなどの所説あるいは発言を援用しつつ、当時の刑事立法、とりわけ刑事訴訟法典の原則的な立場を強く支持している。彼の見るところ、最も重要なのは刑事訴訟法典第5条（何人も法律に規定された場合でなければ、また法律に定められた手続きに従ってでなければ、その自由を奪われ拘禁されることはない）に示された到達点であり、それこそ法的手続きぬきの戦時共産主義の時代を克服して新たな段階に到達したプロレタリア国家の民主主義を具現するものなのである³⁵⁾。

ここに示されるイサーエフの姿勢は、たとえばソビエト刑法を“新しい刑法形態”と捉えようとするピオントコフスキーなどとはかなり異なるものであり、彼はいわゆる“マルクス主義刑法学”の問題に深入りはしなかったように見えるが、しかしその彼にしても1930年前後を頂点とする“ソビエト社会主義法学”の確立への激動³⁶⁾に無関係ではいられなかった。その“激動”の経過と内容については、すでに前稿において説明したとこ

35) См. «Основы и задачи советской уголовной политики» под ред. К. Г. Ширвиндта, М.-Л., 1929, стр. 117 и сл.

36) その詳細にわたる説明・検討は困難な課題であるが、現在までには先にピオントコフスキーの刑法学者としての軌跡を検討した際に述べた以上の理解には至っていない。参照、上田「刑法学者ピオントコフスキーの軌跡」立命館法学402号120頁以下。

ろであるが、ソビエト法学全体の転換点となった「第1回マルクス主義者国家学者・法学者大会(31年大会)」の決議において、イサーエフもまた、ピオントコフスキーやトライニンらとともに“マルクス主義の装いをこらしたブルジョア社会学派”との烙印を押されたのである³⁷⁾。

この種の“決議”やその公表が具体的にどのような効果を伴ったのか、確認することの可能な資料は無く、またこの時期の政治・社会科学理論全般の変動の激しさの中で評価と批判・反批判の動き自体が流動的で不安定だったことも、すでに指摘されている通りである。さらに、イサーエフの直接の反応もうかがわれないが、他方で、この時期、イサーエフの論文等の公表が途絶えていたように見えることも事実である。あるいは、いくつかの個所で示唆されているように、その性格付けを巡って激しい論争の生じていたソビエト刑法体系の問題からは距離を置き、より切迫した実践的な問題を抱えていた矯正労働法の領域に研究の重点を移したということであろうか。この時期彼は全国の矯正労働施設の調査を行い、その実務の改善と法改正の問題に注力したことが記録されている。1931年にモスクワ大学法学部が廃止された後、イサーエフは全連邦法律学研究所、ソビエト法研究所、内務人民委員部の行政建設研究所、全連邦法アカデミー、セルプスキー名称司法精神医学研究所、全連邦通信制法学研究所などに所属しつつ、第二次世界大戦中は軍事法廷の活動について研究し、連邦最高裁判所の職員、軍の法律家、人民裁判所の裁判官などに対し刑法の講義を行い、また通信制を含めた高等法学教育システムの充実発展にも精力を注いだ。つまりは、この激動の時代を凌ぎきったのである。

ソビエト刑法全体に対する、またとりわけてこの時期の刑法学についての筆者自身の課題意識と現在の理解は、昨年のピオントコフスキー論で述

37) Резолюции I всесоюзного съезда марксистов-государственников и правовиков, принятые 7 января 1931 г. по докладам Е. В. Пашуканиса и Я. Л. Бермана, и также Резолюции секции уголовного права, принятые 7 января 1931 г. па. докладу Н. Крыленко, «Вестник Коммунистической Академии», 1931 № 4, стр. 79.

べたところにとどまっている³⁸⁾。その時、イサーエフをどう位置付けるかについては、現在もお明確な結論には至っていない。彼は、その多くの論文などに示される優れた理論能力、矯正施設の改革や法学教育の充実などに向けた精力的な活動によって、ソビエト刑法学の歴史に確かに深い足跡を刻んでいる。彼が、20世紀初めのドイツでの活躍を端緒として、モスクワ大学をはじめとする教育・研究機関での実績からソ連邦最高裁判事までに至る華々しい経歴を持つことからもうかがわれるとおり、その生涯を通じて絶大な権威を身にまもっていたことに疑問はない。だが、ソビエト刑法学への貢献という点ではどうであろうか。また、ソビエト刑法の将来像について、彼自身がどのように考えていたのかも、不明なままである³⁹⁾。

38) 参照、上田「刑法学者ピオントコフスキーの軌跡」立命館法学402号136頁以下。

39) なお、イサーエフに対する今日のロシア刑法学からの評価について、例えば代表的なナウモフの教科書での扱いを見ると、「ソビエト刑法学（のみならずソビエト法学全般）に課された厳しいイデオロギー的要求にもかかわらず、それは今日の法学者も参照すべき大きな成果をも挙げている」として、ピオントコフスキーやゲルネット、バズヌイシエフ（С. В. Познышев 1870-1943）、トライニンなどと並べてイサーエフの功績についても触れている。「彼らの業績は、一面においてロシア刑法学のソビエト時代の歴史であるが、他方ではそこに形成された命題の多くが今日なお学術的にも実務上も意義を持っていることに留意すべきである」、とするのである。См. Наумов А. В., *Российское уголовное право. Общая часть*, Курс лекций 6-е изд., М. 2011, стр. 62. ややもすると全般的に否定ないし消極的な評価がなされがちなのこの時期の刑法学研究に関して、イサーエフらについては相対的に安定した高い評価がなされていることに注目したい。同書においてとくにイサーエフの名が強調されているのは、初期のソビエト刑事立法が類推制度を採用していたことに関連して、多くの刑法学者の中でイサーエフだけがその採用に明確に反対し、ロシア共和国1922年刑法典の施行後においてもなおその立場を崩さなかったことである。См. там же, стр. 221.